

改定前	改定後
<p>東武カード会員規約</p> <p>第1章 一般条項</p> <p>第1条 (総 則)</p> <p>2. 東武カードには、以下の6種類があります。</p> <p>②ハウスカードの利用に加え、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）と加盟店契約を有する国内および国外の加盟店（以下「JCB加盟店」という）でも利用できるカード（以下「東武カード（JCB）」という）</p> <p>③ハウスカードの利用に加え、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）と加盟店契約を有する国内のDCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」という）に加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DC VISA）」という）</p> <p>④ハウスカードの利用に加え、三菱UFJニコスと加盟店契約を有する国内のDCおよびMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下MasterCard Asiaという）加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DCマスター）」という）</p> <p>⑤ハウスカードの利用に加え、ユーシーカード株式会社（以下「UC」という）と加盟店契約を有する国内のUCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwideに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UC VISA）」という）</p> <p>⑥ハウスカードの利用に加え、UCと加盟店契約を有する国内のUCおよびMasterCard Asia加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UCマスター）」という）</p> <p>3. 前第2項②から⑥までのカードを以下「提携カード」といい、ハウスカード、提携カードの両者をあわせて以下「カード」という。「カード」には、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、ハウスカード加盟店、JCB加盟店、DC加盟店、UC加盟店の4者をあわせて以下「加盟店」という。</p> <p>第2条 (会 員)</p> <p>3. 正会員とは本規約を承認のうえ、当社に入会を申込み、当社が所定の審査のうえ入会を承認した方をいいます。正会員は、カード利用によって生ずる一切の債務の履行（年会費の支払いを含む）およびその他カードの使用、管理に関する一切の責任を負うものとします。</p> <p>第3条 (カードの貸与と規約の承認)</p> <p>5. 会員が本規約を承認しない場合、規約受領後相当期間内でありかつ利用開始前である場合に限り、会員は本契約を解約できるものとします。この場合、会員は直ちにカードを切断し当社に返却するものとします。</p> <p>第5条 (暗証番号)</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法により、貸与されたカードごとに、暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には当社所定の方法により暗証番号を登録するものとします。</p> <p>第7条 (カードの機能)</p> <p>2. 会員はカードショッピング利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを、当社に委託するものとします。ただし、UC加盟店、JCB加盟店の場合、会員はカードの利用またはUC、JCBのかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承認の請求を省略するものとします。</p>	<p>東武カード会員規約</p> <p>第1章 一般条項</p> <p>第1条 (総 則)</p> <p>2. 東武カードには、以下の6種類があります。</p> <p>②ハウスカード加盟店での利用に加え、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）と加盟店契約を有する国内および国外の加盟店（以下「JCB加盟店」という）(削除)も利用できるカード（以下「東武カード（JCB）」という）</p> <p>③ハウスカード加盟店での利用に加え、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）と加盟店契約を有する国内のDCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」という）に加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DC VISA）」という）</p> <p>④ハウスカード加盟店での利用に加え、三菱UFJニコスと加盟店契約を有する国内のDCおよびMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下MasterCard Asiaという）加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DCマスター）」という）</p> <p>⑤ハウスカード加盟店での利用に加え、ユーシーカード株式会社（以下「UC」という）と加盟店契約を有する国内のUCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwideに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UC VISA）」という）</p> <p>⑥ハウスカード加盟店での利用に加え、UCと加盟店契約を有する国内のUCおよびMasterCard Asia加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UCマスター）」という）</p> <p>3. 前第2項②から⑥までのカードを以下「提携カード」といい、ハウスカード、提携カードの両者をあわせて以下「カード」という。「カード」には、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、ハウスカード加盟店、JCB加盟店、DC加盟店、UC加盟店の4者をあわせて以下「加盟店」といいます。</p> <p>第2条 (会 員)</p> <p>3. 正会員とは、<u>本規約を承認のうえ、当社に入会を申込み、当社が(削除)入会を承認した方をいいます。また、当社が入会を承認した日を契約成立日とします。なお、</u>正会員は、カード利用によって生ずる一切の債務の履行（年会費の支払いを含む）およびその他カードの使用、管理に関する一切の責任を負うものとします。</p> <p>第3条 (カードの貸与と規約の承認)</p> <p>5. 会員が本規約を承認しない場合、規約受領後1ヵ月以内、かつご利用開始前である場合に限り、会員は本契約を解約できるものとします。この場合、会員は直ちにカードを切断し当社に返却するものとします。</p> <p>第5条 (暗証番号)</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法により、貸与されたカードごとに、暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には当社が任意に定める暗証番号を登録するものとします。</p> <p>第7条 (カードの機能)</p> <p>2. 会員はカードショッピング利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを、当社に委託するものとします。ただし、UC加盟店、JCB加盟店の場合、会員はカードの利用またはUC、JCBのかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承認の請求を省略するものとします。</p>

<p>(イ) 加盟店がUC、JCBに譲渡すること。</p> <p>(ロ) (イ)によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店がUC、JCBと提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらにUC、JCBに譲渡すること。</p> <p>(ニ) 加盟店がVisa WorldwideおよびMasterCard Asia (以下「国際提携組織」という)に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じUCに譲渡すること。</p> <p>(ホ) (ハ)、(ニ)によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 会員が購入した商品等の所有権は、当該商品等にかかる債務が完済されるまで当社に留保されます。</p> <p>第8条 (付帯サービス)</p> <p>4. 当社は、会員がカードの不正利用、その他カードの利用に関し正常でない方法により付帯サービスの利用及び付与を受けた場合には、付帯サービスの全部又は一部を将来的に又は遡及的に失効させることができるものとします。</p> <p>第17条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、本規約にもとづくすべての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。</p> <p>①約定支払日にカードショッピング(1回払いを除く)の弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</p> <p>②カードキャッシング利用による弁済金またはカードショッピングの1回払いによる弁済金についてはその支払いを1回でも遅滞したとき(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します)</p> <p>③自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき</p> <p>④差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき</p> <p>⑤破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更正の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき</p> <p>⑥ ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき</p> <p>第18条 (遅延損害金)</p> <p>1. カードショッピングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金(手数料を除く)に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(手数料を除く)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで年14.52%(ただし、1年を365日として日割計算による)の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、カードショッピングの2回払い、ボーナス一括払いについては、会員が約定支払日に分割支払金の支払いを遅延した場合は当該分割支払金(手数料を除く)に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(手数料を除く)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで年5.98%(ただし、1年を365日として日割計算による)の割合による遅延損害金を支払うものとします。また、遅延損害金を支払う場合は、期限の利益喪失日以降の手数料は発生しません。</p> <p>2. キャッシングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金の元本金額に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(元本金額)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで約定利率による遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3. 正会員が、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%(ただし、1年を365日として日割り計算による)により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>第24条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)</p>	<p>(イ) 加盟店がUC、JCBに譲渡すること。</p> <p>(ロ) (イ)によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店がUC、JCBと提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらにUC、JCBに譲渡すること。</p> <p>(ニ) 加盟店がVisa WorldwideおよびMasterCard Asia (以下「国際提携組織」という)に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じUCに譲渡すること。</p> <p>(ホ) (ハ)、(ニ)によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。</p> <p><u>3. 会員は、本規約第31条に該当する場合を除いて、カードショッピング利用により生じた商品購入等代金債権について、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該カードショッピングご利用の都度、当該ご利用をもって承諾するものとします。</u></p> <p><u>4. 会員が購入した商品等の所有権は、当該商品等にかかる債務が完済されるまで当社に留保されます。</u></p> <p>第8条 (付帯サービス)</p> <p>4. 当社は、会員がカードの不正利用、その他カードの利用に関し正常でない方法により付帯サービスの利用および付与を受けた場合には、付帯サービスの全部または一部を将来的にまたは遡及的に失効させることができるものとします。</p> <p>第17条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、本規約にもとづくすべての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。</p> <p>①約定支払日にカードショッピング(1回払いを除く)の弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</p> <p>②カードキャッシング利用による弁済金またはカードショッピングの1回払いによる弁済金についてはその支払いを1回でも遅滞したとき(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します)</p> <p>③自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき</p> <p>④差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき</p> <p>⑤破産、民事再生、<u>(削除)</u>特別清算、会社<u>更生</u>の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき</p> <p>⑥ ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき</p> <p>第18条 (遅延損害金)</p> <p>1. カードショッピングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金(手数料を除く)に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(手数料を除く)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで年14.52%(ただし、1年を365日として日割計算による)の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、カードショッピングの2回払い、ボーナス一括払いについては、会員が約定支払日に分割支払金の支払いを遅延した場合は当該分割支払金(手数料を除く)に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(手数料を除く)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで<u>法定利率</u>の割合による遅延損害金を支払うものとします。また、遅延損害金を支払う場合は、期限の利益喪失日以降の手数料は発生しません。</p> <p>2. キャッシングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金の元本金額に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額(元本金額)に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで<u>実質年率17.95%を乗じた金額(ただし、1年を365日として日割計算による)</u>による遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3. 正会員が、カードショッピングの支払金およびカードキャッシングの支払金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.52%(ただし、1年を365日として日割り計算による)により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>第24条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)</p>
--	---

2. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく取引時確認(本人特定事項(氏名・生年月日・住所)、取引目的および職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合等には、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止すること、その他必要な措置をとるものとします。

第25条 (規約の変更)

(新設)

(新設)

第3章 カードキャッシング条項

第33条 (カードキャッシングの利用)

正会員は、次の方法によりカードキャッシングを利用することができます。(利用金額は10,000円単位)

- ①当社の指定する提携先の現金自動貸出機(CD)または、現金自動預入支払機(ATM)を使用する方法。
- ②その他当社所定の方法。

第35条 (繰上返済)

【問い合わせ・相談窓口】

- (1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された東武百貨店および加盟店にご連絡ください。
- (2) 本規約についてのお問い合わせ、ご相談ならびに支払停止の抗弁に関しては下記にご連絡ください。
- (3) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。
- (4) 宣伝印刷物の送付等についてのお問い合わせに関しては下記にご連絡ください。

株式会社 東武カードビジネスサービス担当

東京都豊島区西池袋1丁目1番25号〒171-0021 TEL. 03-5396-6561

登録番号 関東財務局長(6)第01271号

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第84号

(2017年4月1日)

2. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく取引時確認(本人特定事項(氏名・生年月日・住所)、取引目的および職業等の確認)の手続きが(削除)完了しない場合等には、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止すること、その他必要な措置をとるものとします。

第25条 (規約の変更)

2. 前項のほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約および付随する特約を次項に定める方法により変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき

②変更の内容が本規約および付随する特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

3. 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約および付随する特約を変更する旨、ならびに変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて周知するものとします。なお、前項②に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社ホームページへの掲載を行うものとします。

第3章 カードキャッシング条項

第33条 (カードキャッシングの利用)

正会員は、次の方法によりカードキャッシングを利用することができます。(利用金額は10,000円単位)

- ①当社の指定する提携先の現金自動貸出機(CD)または、現金自動預入支払機(ATM)を使用する方法。
- ②その他提携カードの場合、提携先が定める方法。

第35条 (繰上返済)

【問い合わせ・相談窓口】

- (1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された東武百貨店および加盟店にご連絡ください。
- (2) 本規約についてのお問い合わせ、ご相談ならびに支払停止の抗弁に関しては下記にご連絡ください。
- (3) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。
- (4) 宣伝印刷物の送付等についてのお問い合わせに関しては下記にご連絡ください。

株式会社 東武カードビジネスサービス担当

東京都豊島区西池袋1丁目1番25号〒171-0021 TEL. 03-5396-6561

登録番号 関東財務局長(削除)第01271号

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第84号

(2020年3月18日)

東武カードPASMO特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社東武カードビジネスと株式会社パスモの2社（以下「両社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「東武カードPASMO」と称します。

第3条 (契約の成立・カードの貸与)

3. 「東武カードPASMO」は、東武カード会員規約に定める正会員を対象として発行します。

第7条 (会員資格の喪失)

1. 会員は以下の各号に該当する場合には、「東武カードPASMO」の会員資格を喪失するものとします。なお、「東武カードPASMO」の会員資格喪失および会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。

- (1) 両社の定めに違反した場合
- (2) 株式会社東武カードビジネスがクレジットカード機能の会員資格を喪失した場合
- (3) 株式会社パスモがオートチャージサービスの会員資格を取り消した場合
- (4) 会員がクレジットカード機能の退会を申し出た場合
- (5) 会員が「東武カードPASMO」のPASMO機能を払いもどした場合
- (6) 「東武カードPASMO」のPASMO 機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
- (7) 会員のPASMOがPASMO取扱規則に定める無効または失効状態となった場合
- (8) 会員が「東武カードPASMO」を所定の期間受領しない場合（ただし、第4条から第6条により両社が発行した新カードを受領しない場合はPASMO取扱規則に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能は失効するものとします）

第12条 (本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知もしくは公表された後に、会員が「東武カードPASMO」を利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。

(2008年3月14日)

東武カードPASMO特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社東武カードビジネスと株式会社パスモの2社（以下「両社」という）が提携し、(削除)発行するもので、カードの名称は「東武カードPASMO」と称します。

第3条 (契約の成立・カードの貸与)

3. 「東武カードPASMO」は、東武カード会員規約に定める(削除)会員を対象として発行します。

第7条 (会員資格の喪失)

1. 会員は以下の各号に該当する場合には、「東武カードPASMO」の会員資格を喪失するものとします。なお、「東武カードPASMO」の会員資格喪失および会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。

- (1) 両社の定めに違反した場合
- (2) 株式会社東武カードビジネスがクレジットカード機能の会員資格を喪失した場合
- (3) 株式会社パスモがオートチャージサービスの会員資格を取り消した場合
- (4) 会員がクレジットカード機能の退会を申し出た場合
- (5) 会員が「東武カードPASMO」のPASMO機能を払いもどした場合
- (6) 「東武カードPASMO」のPASMO 機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
- (7) 会員のPASMOがPASMO取扱規則に定める無効または失効状態となった場合

(削除)

第12条 (本特約の変更)

本特約の変更は、東武カード会員規約で定める規約の変更方法を準用するものとします。

(2020年3月18日)

ポイントサービス規約

第2条（東武グループポイントサービス）

1. 「東武グループポイントサービス」とは、会員が東武グループ各企業をはじめとするポイント参加店でカードによりクレジット決済した場合（以下、「カードショッピング」といいます）、またはカードを提示して現金でお支払いをした場合（以下、「現金利用」といいます）、その他当社が認めた場合に、会員に対してポイントを付与するものです。ポイント参加店によりポイント付与の対象となる決済方法、ポイント対象商品・サービス、ポイント付与率、付与日などが異なりますので、当社または各ポイント参加店にご確認ください。なお、各ポイント参加店でのポイント付与率は、各ポイント参加店所定の期間内でのカードショッピングまたは現金利用の累計額により変更する場合があります。

第6条（盗難・紛失時のポイント）

1. 盗難・紛失時には、会員が当社に届け出た時点のポイント数でカードを再発行します。なお、所定の再発行手数料を申し受けま

第8条（本規約の改廃）

（新設）

1. 本規約のサービス内容等は、予告なく変更・改訂・または廃止する場合があります。なお、会員は本規約の変更・改訂があった場合、改訂後の規約に従うことを予め承諾するものとします。

2. 当社は、運営上の都合や障害の発生等により、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第9条（お問い合わせ）

1. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、当社までご連絡ください。

（2014年6月17日）

ポイントサービス規約

第2条（東武グループポイントサービス）

1. 「東武グループポイントサービス」とは、会員が東武グループ各企業をはじめとするポイント参加店でカードによりクレジット決済した場合（以下、「カードショッピング」といいます）、またはカードを提示して現金でお支払いをした場合（以下、「現金利用」といいます）、その他当社が認めた場合に、会員に対してポイントを付与するものです。ポイント参加店によりポイント付与の対象となる決済方法、ポイント対象商品・サービス、ポイント付与率、付与日などが異なりますので、当社または各ポイント参加店にご確認ください。なお、各ポイント参加店でのポイント付与率は、各ポイント参加店が定める期間内でのカードショッピングまたは現金利用の累計額により変更する場合があります。

第6条（盗難・紛失時のポイント）

1. 盗難・紛失時には、会員が当社に届け出た時点のポイント数でカードを再発行します。なお、再発行に関する規定は東武カード会員規約第14条によります。

第8条（本規約の変更等）

1. 本特約の変更は、東武カード会員規約で定める規約の変更方法を準用するものとします。

2. 本規約のサービス内容等は、会員への予告または通知なしに中止する場合があります。

3. 当社は、運営上の都合や障害の発生等により、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第9条（お問い合わせ）

1. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、当社までご連絡ください。

（2020年3月18日）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

㈱シー・アイ・シー

（割賦販売法にもとづく指定信用情報機関）

（貸金業法にもとづく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②㈱日本信用情報機構

（貸金業法にもとづく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

（2013年3月1日）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

㈱シー・アイ・シー

（割賦販売法にもとづく指定信用情報機関）

（貸金業法にもとづく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②㈱日本信用情報機構

（貸金業法にもとづく指定信用情報機関）

[〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館](http://www.jicc.co.jp/)

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

[（2020年3月18日）](#)